

○厚生労働省告示第三百十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第百五十六号を第百五十九号とし、第百二十号から第百五十五号までを三号ずつ繰り下げ、第百十九号を第百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二 ペグインターフェロン α 2b及びその製剤（ただし、注射剤であつて慢性C型肝炎又は慢性C型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。）

第百十八号を第百二十号とし、第百九号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、第百八号を第百九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十 (二E)―N―ヒドロキシ―三―〔四―(一)―二―(二―メチル―H―インドール―三―イ
ル)エチル〕アミノ ω メチル)フエニル〕プロプ―二―エンアミド（別名パノビノスタット）、その
塩類及びそれらの製剤

第百七号を第百八号とし、第十九号から第百六号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一

号を加える。

十九 イピリムマブ及びその製剤